

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 4 日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 吉 田 聡

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 24 日から 令和 8 年 10 月 1 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分 水戸地方裁判所下妻支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 28 日 午前 9 時 50 分 水戸地方裁判所下妻支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 9 日から 令和 8 年 10 月 9 日まで	
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 840, 000 7, 072, 000	一括	1, 768, 000	134, 955	不明
1	1, 360, 000				
2	7, 480, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 古河市前林字西原 |
| | 地 番 | 1 9 0 8 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 9 6 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市前林字西原 1 9 0 8 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 1 9 0 8 番 6 |
| | 種 類 | 作業所 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 3 0 . 0 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 8日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 吉 田 聡

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 古河市前林字西原 |
| | 地 番 | 1908番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 796.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市前林字西原 1908番地6 |
| | 家屋 番号 | 1908番6 |
| | 種 類 | 作業所 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 130.00平方メートル |



令和8年（ケ）第15号
令和8年5月22日受理
令和8年6月 **24** 日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所下妻支部
執行官 小 俣 隆 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 古河市前林字西原 |
| | 地 番 | 1908番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 796.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市前林字西原 1908番地6 |
| | 家屋 番号 | 1908番6 |
| | 種 類 | 作業所 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 130.00平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 作業所 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣者 ■ A (所有者会社の代表者)	1 本件物件は、数年前から営業している様子はなく、人の出入りも見えていません。 1 私は日本語が書けないので、回答書を提出することが出来ませんでした。日本語を話すことは出来ます。 2 本件建物は、所有者会社が自動車解体業の作業所として使用しています。誰かに貸したりしていません。所有者会社は、現在、代表者である私のみで、他の従業員はいません。 3 本件建物について、損傷箇所や雨漏りはありません。 4 土地の境界で問題となっていることはありません。 5 本件土地建物で事件や事故があったことはありません。また、土壌汚染や埋設物で問題となったことはありません。 6 私が所有者会社の代表者になったのは今年の初めですが、その前から取締役として、私が申立債権者との間で、貸金の返済方法について交渉にあたってきました。その経緯からすると、今回、申立債権者の方から一方的に本件競売事件が申し立てられ、手続が開始されたことについては納得が出来ません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、看板等の現場の状況、関係人の陳述、不動産登記記録や公課証明書の記載内容等から、2枚目記載のとおりであると判断した。
- 3 本件物件について、工場抵当法第2条に規定する機械・器具等は存在しないものと判断した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月22日(金)	当庁執行官室	古河市に対し公課証明書等交付申請、受領
令和8年5月27日(水) 13:57-14:07	物件所在地	■物件確認 ■全戸不在 ■写真撮影 ■近隣者から聴取
令和8年5月28日(木)	当庁執行官室	所有者会社宛てに照会書送付(回答書の提出なし)
令和8年6月9日(火) 14:40-15:20	物件所在地	■立入調査 ■写真撮影 ■評価人同行 ■Aから聴取
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ■ 令和8年6月9日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

←○写真撮影位置方向

土地建物位置関係図

事件番号 令和8年（ケ）第15号



1945-1

幅員約10.5m
市道（0102号線）
舗装あり
建基法42条1項道路

1907-1

1908-1

1908-3

1910

物件2

1908-6
物件1

コンテナハウス
約9.7㎡
（動産）

簡易トイレ
約1.3㎡
（動産）

コンテナハウス
約8.1㎡
（動産）

下屋

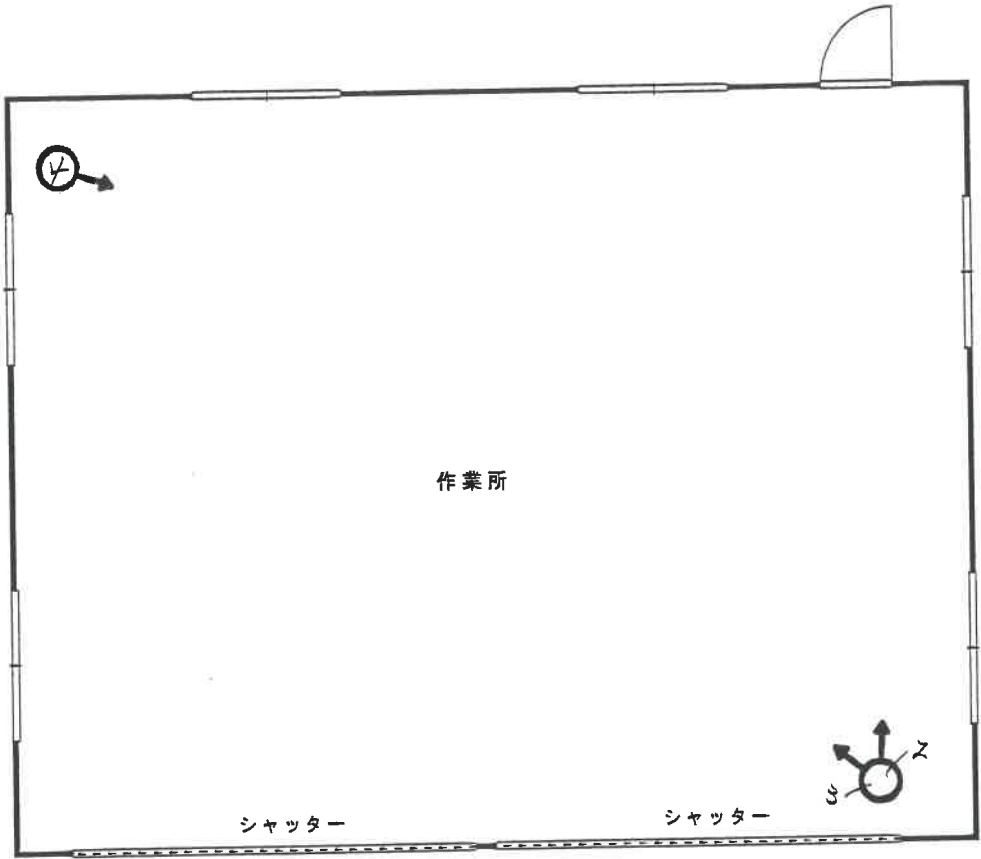
コンテナハウス
約8.1㎡
（動産）

上砂井
21

※この図面は地番図等に基づき
現地概測等により作成したもの
であり実測図ではありません。

縮尺 約1/500

建物間取図	
事件番号	令和8年(ケ) 第15号
物件番号	2



←○写真撮影位置方向

※図面と現況が異なる場合は
現況優先となります。

縮尺約 1/100

写真 1



写真 2





写真 3



写真 4

令和 8年（ケ）第 15号
令和 8年 5月22日 受 命
令和 8年 6月 9日 現地調査
令和 8年 6月23日 評 価
令和 8年 6月24日 提 出

水戸地方裁判所 下妻支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

長尾孝一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8, 840, 000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1, 360, 000円
物件2（建物）	金 7, 480, 000円

- ① 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 古河市前林字西原 |
| | 地 番 | 1 9 0 8 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 9 6 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市前林字西原 1 9 0 8 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 1 9 0 8 番 6 |
| | 種 類 | 作業所 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 3 0 . 0 0 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R宇都宮線古河駅の南方約5.9 k m（道路距離）、「釈迦」バス停の南西方約1.4 k m（道路距離）に位置する。	
付 近 の 状 況	幹線市道沿いに畑や平地林が広がる中に、農家住宅、一般住宅、事業所等が散在する地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制	市街化調整区域 無指定 指定 60% 指定 200% なし
画 地 条 件	形状、間口・奥行等は概ね別添「土地建物位置関係図」のとおりである。 規模（地積）は登記面積にほぼ一致する。	
接面道路の状況	北東側幅員約10.5m舗装市道（0102号線） （建築基準法第42条第1項第1号道路に該当）	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地の用に供されている。 （物件2建物の法定地上権の成立を考慮して評価する） 自動車解体業の作業所敷地として利用されていると思われ、敷地内に廃タイヤ、自動車スクラップなどが置かれていた。	
供 給 処 理 施 設	上水道 あり ガ ス なし 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土地の履歴等からは土壤汚染対策法に定められた特定有害物質の影響リスクが生じている可能性は低いものと推定するが、詳細については専門調査機関による詳細調査を行わないと確定出来ない。 当該リスク内在による減価要因は競売市場修正での考慮とした。	

特 記 事 項	1. 上水道について 北東側市道（0102号線）に水道管本管（DIP150φ）が敷設されており、当該本管から共用管（VP25mmφ）を経由して、引込径20mmφ、メーター径20mmφで引き込まれているとのこと。 2. 下水道について 農業集落排水（前林地区）に加入・接続済みであり、加入金も完納済みとのこと。 3. 第三者による建替え不可について 第三者による建替えはできず、改めて許可が必要とのこと。 （古河市建築指導課宅地開発係調べ） 4. ハザードマップについて 国土交通省の洪水ハザードマップによれば、「この付近では、最悪の場合、洪水による浸水が発生してその深さが3メートルから5メートルになることが想定されています。これは1階が水没して2階部分まで浸水するような深さです。」とされている。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成29年12月13日新築 経過年数 8年 経済的残存耐用年数 22.0年
仕 様	構造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 屋根 合金メッキ鋼板ぶき 外壁 カラー鉄板サイディング張 内壁 内壁材による仕上なし 天井 天井材による仕上なし 床 土間コンクリート敷 設備 電気・水道 その他 設備の可動は不明
床面積（現況）	130.00㎡
現況用途等	階層 地上1階建て 現況用途 作業所 間取り 建物間取図参照
品 等	使用資材 普通 施工 普通
保守管理の状態	概ね通常の保守管理状態が継続している。
建物の利用状況	建物所有者が、本建物を作業所として使用している。
特記事項	1. 建築計画概要書記載事項 確認年月日：平成29年8月10日 確認番号：29CA04-0107W号 主要用途：作業場（自動車解体） 工事種別：新築 2. 工場抵当法第2条に規定する機械・器具等は存しないと判断した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	9,490	0.68	796.94	0.90		4,630,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 古河（県）-14

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,600\text{円}/\text{m}^2 \times 100.0/100 \times 100/100.0 \times 100/111.7 = 9,490\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件▲6.0 交通・接近条件▲1.0 環境条件+20.0

イ 個別格差：規模▲10 形状▲25

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	154,000	130.00		0.67	13,410,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数8年、経済的全耐用年数30.0年、経済的残存耐用年数22.0年、
 観察減価及び中古建物の市場性減価10%、残価率4%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率4%＋(1－4%)×(経済的残存耐用年数22.0年／経済的全耐用年数30.0年)}
 ×(1－観察減価10%)≒0.67

2 評価額の判定

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,630,000	0.40	法定地上権	1,850,000

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,630,000	-1,850,000		0.70	0.70	1,360,000
2	13,410,000	+1,850,000	1.00	0.70	0.70	7,480,000
一括価格（合計）						8,840,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：用途の特殊性による市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 古河（県）-14

所 在：古河市前林字大道北1763番3

地 目：宅地

価 格：10,600円／㎡

位 置：古河、6600m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：501㎡

供給処理施設：下水

接 面 街 路：南西 4.0m 市道

用途指定等：市街化調整区域 無指定（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：農地が多く、農家住宅や事業所等が見られる住宅地域

第7 附属資料

物件位置図

周辺見取図

公図写

建物図面・各階平面図写

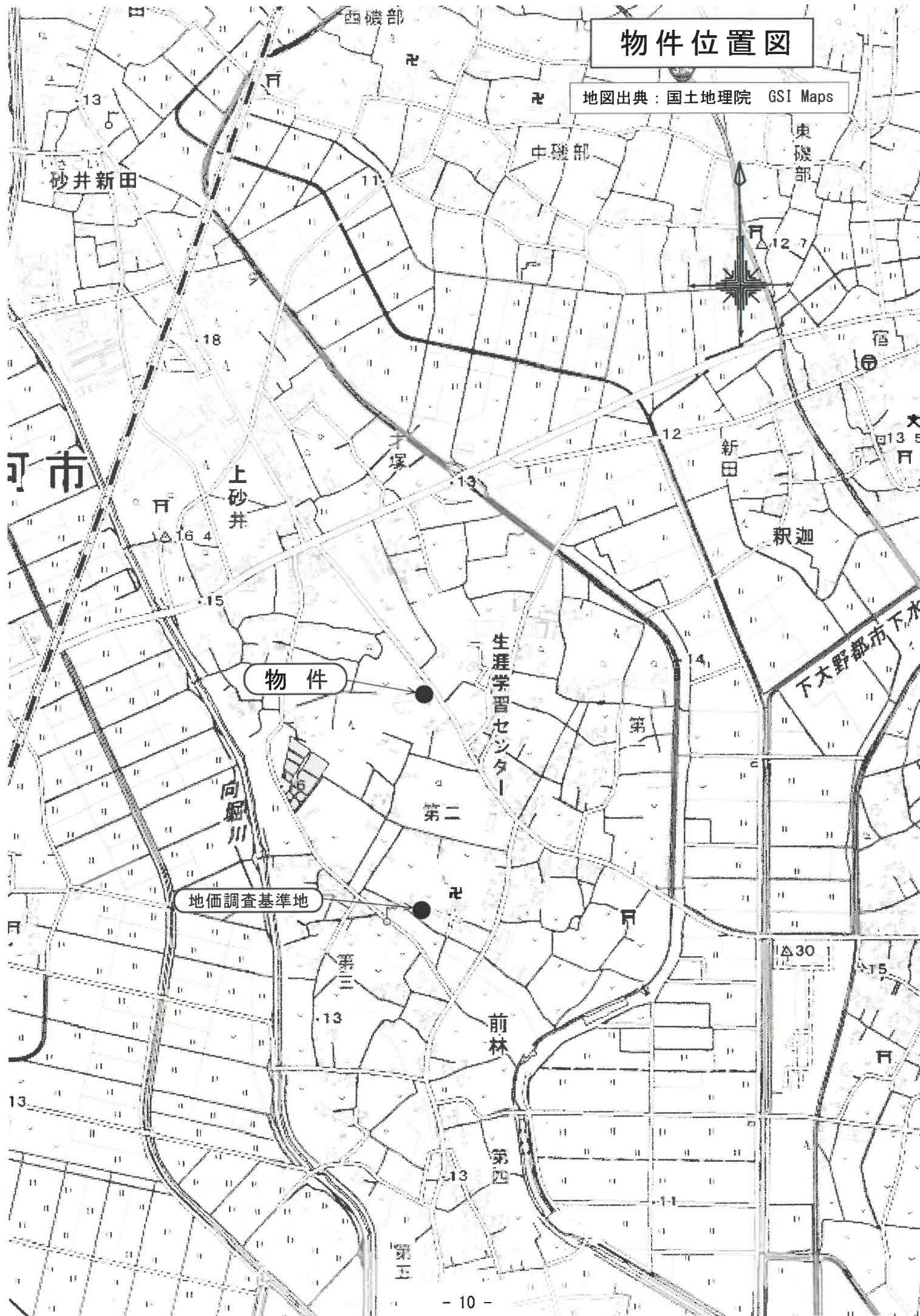
土地建物位置関係図

建物間取図

以 上

物件位置図

地図出典：国土地理院 GSI Maps



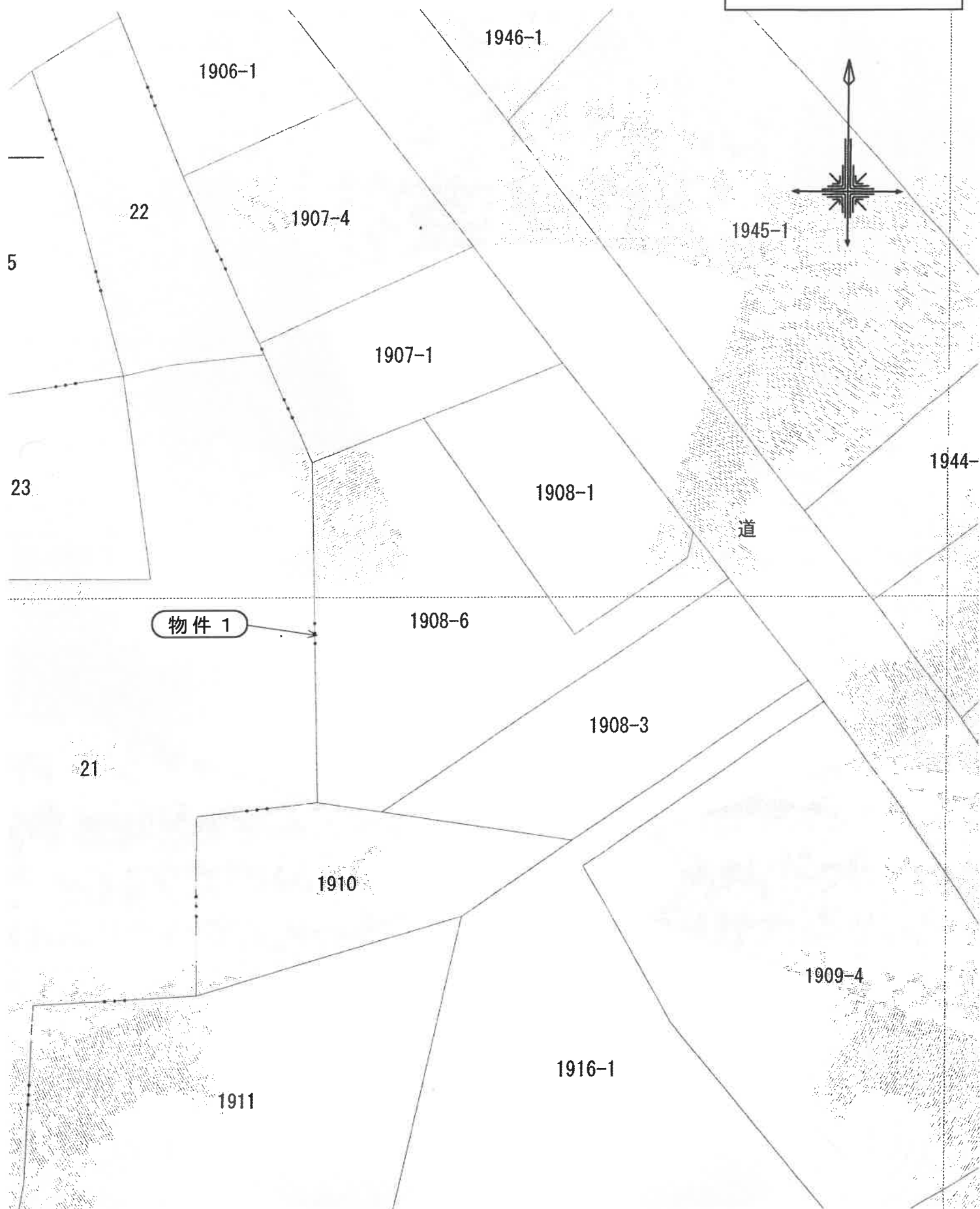
周辺見取図

地図出典：国土地理院 GSI Maps

令和8年(ケ)第15号

15

公 図 写



縮尺 1 / 500

登記年月日：平成29年12月25日

各階平面図

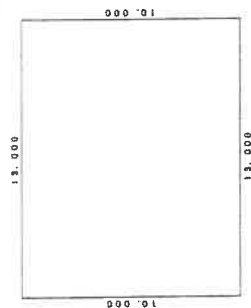
家屋番号 1908番6

建物図面

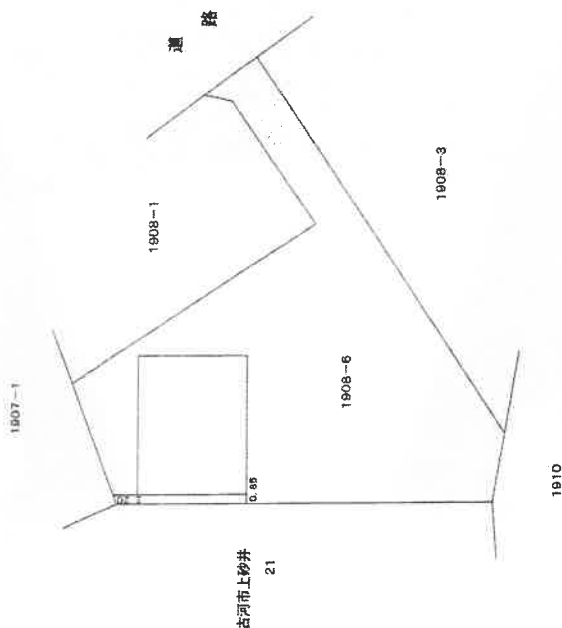
建物の所在 古河市前林字西原1908番地6

求積率
 $13.000 \times 10.000 = 130.000000$

床面積 130.00 m^2



物件 2



単位：m

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作成者

A3をA4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(水戸地方方法務局下妻支局官署)

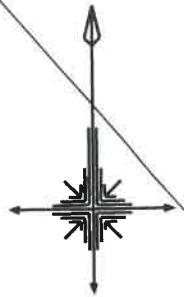
令和8年2月16日

水戸地方方法務局つくば出張所

登記官

土地建物位置関係図

事件番号 令和8年（ケ）第15号



1945-1

幅員約10.5m
市道（0102号線）
舗装あり
建基法42条1項道路

1907-1

1908-1

1908-3

1910

上砂井
21

コンテナハウス
約8.1㎡
（動産）

1908-6
物件 1

簡易トイレ
約1.3㎡
（動産）

コンテナハウス
約8.1㎡
（動産）

下屋

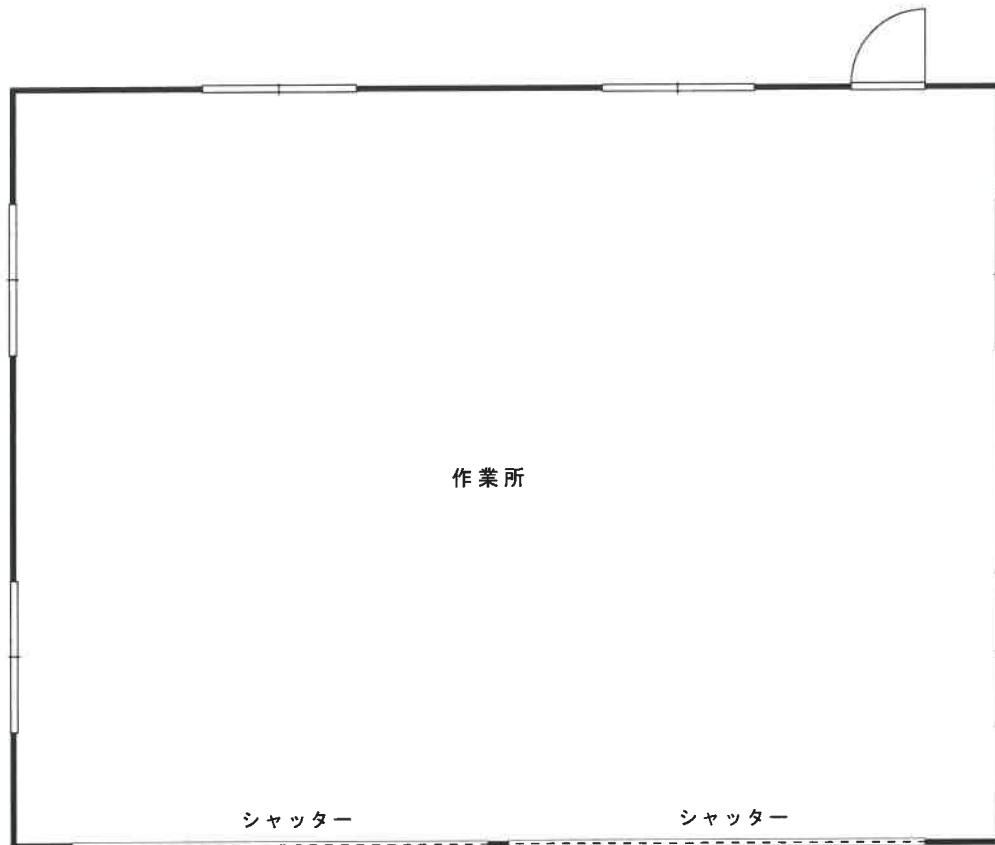
コンテナハウス
約9.7㎡
（動産）

物件 2

※この図面は地番図等に基づき
現地概測等により作成したもの
であり実測図ではありません。

縮尺 約1/500

建 物 間 取 図	
事件番号	令和8年(ケ) 第15号
物件番号	2



※図面と現況が異なる場合は
現況優先となります。

縮尺約 1/100